

(別紙様式1)

番 号  
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 殿

都道府県、保健所設置市及び特別区 衛生主管部(局)長

台湾向け輸出貝類証明書発行機関名、所在地及び印章の登録申請書

「台湾向け輸出貝類の取扱いについて」(平成29年12月22日付け生食発1222第11号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知、29消安第4849号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁第1120号水産庁長官通知)に基づき、下記のとおり証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を申請します。

記

証明書発行機関名称(Name of authority) : ※名称は都道府県、市、区の名義又は保健所の名義とすること。また、保健所の場合は「〇〇保健所」、「〇〇Health Center」とすること。
(日本語) (英語)
証明書発行機関所在地(Address of authority) : ※記載例：東京都千代田区霞が関1-2-2 1-2-2, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
(日本語) (英語)

印章(Stamp) ※

※印章については、都道府県等衛生部局長の印または所属印等の公印とすること。

(別紙様式2)

番 号  
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 殿

都道府県、保健所設置市及び特別区 衛生主管部(局)長

台湾向け輸出貝類証明書発行機関の登録事項変更申請書

「台湾向け輸出貝類の取扱いについて」(平成29年12月22日付け生食発1222第11号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知、29消安第4849号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁第1120号水産庁長官通知)に基づき、下記のとおり登録事項について変更を申請します。

記

変更事項  
(日本語)  
(英語)

年 月 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長／〇〇厚生局長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

台湾向け輸出貝類証明書発行申請書

「台湾向け輸出貝類の取扱いについて」（平成29年12月22日付け生食発1222第11号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知、29消安第4849号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁第1120号水産庁長官通知）に基づき、下記輸出貝類に関し、証明書の発行を申請し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 輸出貝類の詳細

①商品名称

②一般名及び学名

③生産地域

④生産分類

養殖

養殖場の名称

住所

登録番号

天然

漁獲地域

⑤加工方法

⑥加工施設名及び住所

⑦輸送方法、船名、フライト情報等

⑧コンテナ番号

⑨封印番号

⑩輸出者名及び住所

⑪輸入者名及び住所

⑫数量及び重量

- ⑬生産日
- ⑭輸出地
- ⑮輸入地

2. 取扱施設が日本国内で営業されていることを示す書類（法第 52 条に基づく営業許可証、条例等に基づく食品製造等の営業許可証又は営業に係る届出受理証、食品衛生監視票等）の発行日及び番号

3. 同一の取扱施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果  
なし・あり（ありの場合、試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記入）

#### 4. 誓約事項

当該輸出貝類は次の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法第 2 条第 1 項第 4 号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) 台湾側が要求する以下の条件を満たすものであること。
  - ア. 天然あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場に由来するものであること。
  - イ. 「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成 27 年 3 月 6 日付け 26 消安第 6073 号農林水産省消費・安全局長通知）2 の（2）に基づく出荷の自主規制の対象となっていないこと。
  - ウ. 直近の食品衛生監視員による監視指導（食品衛生監視票の日付等）以降に、食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例等に基づく施設の改善命令、許可の取り消し又は営業の禁停止を受けておらず、食品衛生法に従い、衛生条件が整備されている取扱施設において、処理、製造、加工及び保管がなされていること。
  - エ. 食品衛生法に適合し、人の食用に適するものであること。

#### (申請書の記載に関する注意事項)

- 1. 1. の記入は日本語、英語併記によること。
- 2. 輸出貝類の詳細については以下の事項に留意すること。
  - 「①商品名称」については、商品や当該商品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。
  - 「②一般名及び学名」について、学名はラテン語で記載すること。
  - 「③生産地域」については、申請品目が我が国において加工された場合は、最終加工施設が所在する都道府県名を、申請品目が輸入品であって国内で加工を行わない場合は、原産国名を記載すること。

「④生産分類」中の「漁獲地域」については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添3「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成15年6月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、申請品目が包装のみを行った冷蔵の貝類（以下「生鮮品」という。）の場合は「冷蔵 Refrigerated」、申請品目が包装のみを行った冷凍の貝類（以下「冷凍品」という。）の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

「⑬生産日」については、申請品目中で日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。なお、「最終加工年月日」を生産日とする。

「⑭輸出地」及び「⑮輸入地」については、港や空港の名称を記載すること。

(別紙様式3-2)

年 月 日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区

衛生主管部(局)長/〇〇厚生局長 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

台湾向け輸出貝類証明書発行申請書に係る届出書

〇月〇日に申請した別添(別紙様式3-1の写し)の貨物について、下記のとおりコンテナ番号及び封印番号が判明したので届け出ます。

記

1. コンテナ番号
2. 封印番号



Food Inspection and Safety Division  
Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau  
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan  
1-2-2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8916 Japan

## HEALTH CERTIFICATE

For Shellfish and Shellfish products for human consumption  
intended for export from Japan to Taiwan

Reference No:

Country of dispatch (原産国) : Japan

Central Competent Authority (中央主管当局) : Ministry of Health, Labour and Welfare

Local competent authority (地方主管当局) :

Destination (目的地) : Taiwan

### I. Details identifying the products to be exported (輸出産品の詳細)

① Name of Goods (商品名称) :

② Common name and scientific name (一般名及び学名) :

③ Producing district (生産地域) :

④ Product classification (生産分類)

Aquaculture (養殖)

Name, address and registration number of the farm (養殖場の名称、住所及び登録番号) :

Wild catch (天然)

Capturing area (漁獲地域) :

⑤ Methods of Manufacture or Processing (加工方法) :

⑥ Name and Address of Processing Establishment (加工施設名及び住所) :

⑦ Methods of transportation; Name of vessel, flight, etc. (輸送方法、船名、フライト情報等) :

⑧ Container number (コンテナ番号) :

⑨ Seal number (封印番号) :

⑩ Name and address of shipper (輸出者名及び住所) :

⑪ Name and address of buyer (輸入者名及び住所) :

⑫ Quantity and weight (数量及び重量) :

⑬ Date of production (生産日) :

⑭ Place of dispatch (輸出地) :

⑮ Place of destination (輸入地) :

II. This is to certify that (ここに証明する。) :

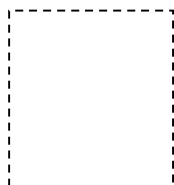
1. The products were originated from wild catch or the farm approved by competent authority of Japan. (当該産品は天然由来あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場由来である。)
2. The products are compatible with the food safety and hygiene conditions in Japan, fit for human consumption. (当該産品は日本における食品安全及び衛生条件に適合し、人の食用に適する。)

Place of Issue (証明書発行部局) :

Date of Issue (証明書発行日) :

Signature of certifying official (署名者のサイン) :

Official Stamp (公印)





(別紙様式5)

年 月 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部 (局) 長 / ○○厚生局長 殿

申 請 者

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

### 台湾向け輸出貝類証明書発行申請の取消願

「台湾向け輸出貝類の取扱いについて」(平成29年12月22日付け生食発1222第11号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知、29消安第4849号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁第1120号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

### 記

#### 輸出貝類の詳細

①商品名称

②一般名及び学名

③生産地域

④生産分類

養殖

養殖場の名称

住所

登録番号

天然

漁獲地域

⑤加工方法

⑥加工施設名及び住所

⑦輸送方法、船名、フライト情報等

⑧コンテナ番号

⑨封印番号

⑩輸出者名及び住所

⑪輸入者名及び住所

⑫数量及び重量

⑬生産日

⑭輸出地

⑮輸入地



(別紙様式 7)

番 号  
年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

都道府県水産主管部 (局) 長

台湾向け輸出貝類証明書発行機関名、所在地及び印章の登録申請書

「台湾向け輸出貝類の取扱いについて」(平成 29 年 12 月 22 日付け生食発 1222 第 11 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知、29 消安第 4849 号農林水産省消費・安全局長通知、29 水漁第 1120 号水産庁長官通知) に基づき、下記のとおり証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を申請します。

記

証明書発行機関名称 (Name of authority) : ※名称は都道府県において証明書を発行する機関の正式名称とすること。
(日本語) (英語)
証明書発行機関所在地 (Address of authority) : ※記載例：東京都千代田区霞が関 1-2-1 1-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
(日本語) (英語)

印章 (Stamp) ※

※印章については、都道府県水産部局長の印または所属印等の公印とすること。

(別紙様式 8)

番 号  
年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

都道府県水産主管部（局）長

台湾向け輸出貝類証明書発行機関の登録事項変更申請書

「台湾向け輸出貝類の取扱いについて」（平成 29 年 12 月 22 日付け生食発 1222 第 11 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知、29 消安第 4849 号農林水産省消費・安全局長通知、29 水漁第 1120 号水産庁長官通知）に基づき、下記のとおり登録事項について変更を申請します。

記

変更事項  
（日本語）  
（英語）

年 月 日

各都道府県水産主管部(局)長/水産庁長官 殿

申請者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

台湾向け輸出貝類証明書発行申請書

「台湾向け輸出貝類の取扱いについて」(平成29年12月22日付け生食発1222第11号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知、29消安第4849号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁第1120号水産庁長官通知)に基づき、下記輸出貝類に関し、証明書の発行を申請し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 輸出貝類の詳細

①商品名称

②一般名及び学名

③生産地域

④生産分類

養殖

養殖場の名称

住所

登録番号

天然

漁獲地域

⑤輸送方法、船名、フライト情報等

⑥コンテナ番号

⑦封印番号

⑧輸出者名及び住所

⑨輸入者名及び住所

⑩数量及び重量

⑪生産日

⑫輸出地

⑬輸入地

2. 取扱施設が日本国内で営業されていることを示す書類（法第 52 条に基づく営業許可証、条例等に基づく食品製造等の営業許可証又は営業に係る届出受理証、食品衛生監視票等）の発行日及び番号

3. 同一の取扱施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果  
なし・あり（ありの場合、試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記入）

#### 4. 誓約事項

当該輸出貝類は次の内容を満たすものであることを誓約する。

(1) 上記の記載事項が正しいこと。

(2) 関税法第 2 条第 1 項第 4 号の「内国貨物」であること。

(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。

(5) 台湾側が要求する以下の条件を満たすものであること。

ア. 天然あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場に由来するものであること。

イ. 「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成 27 年 3 月 6 日付け 26 消安第 6073 号農林水産省消費・安全局長通知）2 の（2）に基づく出荷の自主規制の対象となっていないこと。

ウ. 直近の食品衛生監視員による監視指導（食品衛生監視票の日付等）以降に、食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例等に基づく施設の改善命令、許可の取り消し又は営業の禁停止を受けておらず、食品衛生法に従い、衛生条件が整備されている取扱施設において、処理及び保管がなされていること。

エ. 食品衛生法に適合し、人の食用に適するものであること。

#### (申請書の記載に関する注意事項)

1. 1. の記入は日本語、英語併記によること。

2. 輸出貝類の詳細については以下の事項に注意すること。

「①商品名称」については、商品や当該商品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

「②一般名及び学名」については、学名はラテン語で記載すること。

「③生産地域」については、最終加工施設が所在する都道府県名を記載すること。

「④生産分類」中の「漁獲地域」については、捕獲された国内の水域名を記載すること。

なお、水域名の記載に当たっては、別添 3 「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成 15 年 6 月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

「⑩生産日」については、申請品目中で日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。なお、「捕獲年月日」を生産日とする。

「⑭輸出地」及び「⑮輸入地」については、港や空港の名前を記載すること。

(別紙様式 9-2)

年 月 日

各都道府県水産主管部（局）長／水産庁長官 殿

申請者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

台湾向け輸出貝類証明書発行申請書に係る届出書

○月○日に申請した別添（別紙様式 9-1 の写し）の貨物について、下記のとおりコンテナ番号及び封印番号が判明したので届け出ます。

記

1. コンテナ番号

2. 封印番号





**FISHERIES AGENCY**

**MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES, GOVERNMENT OF JAPAN**

1-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907, Japan

**HEALTH CERTIFICATE**

**For Shellfish and Shellfish products for human consumption  
intended for export from Japan to Taiwan**

Reference No:

Country of dispatch (原産国) : Japan

Central Competent Authority (中央主管当局) : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

Local competent authority (地方主管当局) :

Destination (目的地) : Taiwan

**I . Details identifying the products to be exported (輸出産品の詳細)**

① Name of Goods (商品名称) :

② Common name and scientific name (一般名及び学名) :

③ Producing district (生産地域) :

④ Product classification (生産分類)

Aquaculture (養殖)

Name, address and registration number of the farm (養殖場の名称、住所及び登録番号) :

Wild catch (天然)

Capturing area (漁獲地域) :

⑤ Methods of Manufacture or Processing (加工方法) : None (Live)

⑥ Name and Address of Processing Establishment (加工施設及び住所) :

None (Live)

⑦ Methods of transportation; Name of vessel, flight, etc. (輸送方法、船名、フライト情報等) :

⑧ Container number (コンテナ番号) :

⑨ Seal number (シール番号) :

⑩ Name and address of shipper (輸出者名及び住所) :

⑪ Name and address of buyer (輸入者名及び住所) :

⑫ Quantity and weight (数量及び重量) :

⑬ Date of production (生産日) :

⑭ Place of dispatch (輸出地) :

⑮ Place of destination (輸入地) :

II. This is to certify that (ここに証明する。) :

1. The products were originated from wild catch or the farm approved by competent authority of Japan. (当該産品は天然由来あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場由来である。)

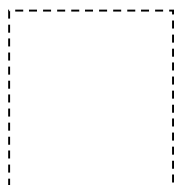
2. The products are compatible with the food safety and hygiene conditions in Japan, fit for human consumption. (当該産品は日本における食品安全及び衛生条件に適合し、人の食用に適する。)

Place of Issue (証明書発行部局) :

Date of Issue (証明書発行日) :

Signature of certifying official (署名者のサイン) :

Official Stamp (公印)



(別紙様式 11)

年 月 日

各都道府県水産主管部（局）長／水産庁長官 殿

申請者  
住 所  
氏 名 印  
電話番号  
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

台湾向け輸出貝類証明書発行申請の取消願

「台湾向け輸出貝類の取扱いについて」（平成 29 年 12 月 22 日付け生食発 1222 第 11 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知、29 消安第 4849 号農林水産省消費・安全局長通知、29 水漁第 1120 号水産庁長官通知）に基づき、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

輸出貝類の詳細

- ①商品名称
- ②一般名及び学名
- ③生産地域
- ④生産分類
  - 養殖
    - 養殖場の名称
    - 住所
    - 登録番号
  - 天然
    - 漁獲地域
- ⑤輸送方法、船名、フライト情報等
- ⑥コンテナ番号
- ⑦封印番号
- ⑧輸出者名及び住所
- ⑨輸入者名及び住所
- ⑩数量及び重量
- ⑪生産日
- ⑫輸出地
- ⑬輸入地

